

■ 国民健康保険証の更新について

国民健康保険証は毎年4月1日に更新となります。

今年は3月下旬から新しい保険証を世帯主あてに郵便でお送りしておりますので、お手元に届きましたら保険証に記載された内容についてご確認をお願いします。(旧の保険証につきましても、4月に入りましたら役場税務保険課または由岐支所住民室へご返却ください)

なお、国保に加入されている方で、平成19年分の収入についてまだ申告がお済みでない方は、至急役場税務保険課または由岐支所で申告をお願いします。

■ 義務教育就学前の子どもの自己負担割合が変わります

これまで、医療費を2割負担に軽減する対象年齢は「3歳未満」でしたが、平成20年4月からは「義務教育就学（小学校入学）前」に拡大されます。

平成20年3月まで	➔	平成20年4月から
3歳未満 2割		義務教育就学前 2割 (6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

■ 退職者医療制度の対象者が65歳未満になります

会社などを退職して国民健康保険に加入した方で、厚生年金や共済年金などに一定以上の期間加入して年金を受給されている75歳未満の本人とその被扶養者は、これまで「退職者医療制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からその対象年齢が65歳未満に変わります。

平成20年4月以降に65歳になる方は、誕生月の翌月から(ただし、1日生まれの方は誕生月から)退職者の国民健康保険証から一般の国民健康保険証に切り替わります。

① 土地(家屋) 価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

税務保険課では、4月1日(火)から6月2日(月)まで土地(家屋) 価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を1年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用又は収益の対象としている部分について閲覧できます。

この期間中に、ご自分の所有している土地や家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

② 家屋を新築・増築または取り壊した場合の届出について

家屋を新・増築した場合(登記または確認申請を提出した場合は除く)は、税務保険課へ連絡してください。また、家屋を取り壊した場合についても、税務保険課へ家屋滅失届を提出してください。

これらの届出がない場合、評価もれとなって遡って固定資産税が課税されたり、固定資産課税台帳から登録が抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがありますので、ご協力をお願いします。